

第19回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和7年1月27日(月) 13時30分
第19回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和7年1月27日(月) 13時30分

3. 閉 会 令和7年1月27日(月) 14時21分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 3番—市村委員

6. 議事録署名委員 10番—小池委員 11番—田中委員

7. 付議議件
議案第89号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第91号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第92号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第93号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第94号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第19回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員3番－市村委員です。13番、羽田野委員は遅れるとのことです。 出席委員は16名中14名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第19回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、10番－小池委員、11番－田中委員を委嘱します。 日程2、議案第89号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第89号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字越川2筆、地目畑、合計面積は 49,575 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年4月2日から令和6年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月8日となっております。 番号2、関係の土地については、字豊倉3筆、地目畑、合計面積は 29,381 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年3月27日から令和11年3月26日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月15日となっております。 番号3、関係の土地については、字豊倉2筆、地目畑、合計面積は 59,719 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和3年12月23日から令和8年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月26日となっております。 番号4、関係の土地については、字豊里3筆、地目畑、合計面積は 21,338 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和3年4月21日から令和8年4月20日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月27日となっております。 番号5、関係の土地については、字以久科北5筆、地目畑、合計面積は 49,382 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年4月19日から令和16年4月18日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月26日となっております。 番号6、関係の土地については、字大栄他23筆、地目畑、合計面積は 370,948 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は令和6年11月25日から令和16年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月10日となっております。
議長	合意解約通知について、決定してよろしいですか。

全員	よろしいです。
議長	それでは番号の1から6まで決定とします。 日程3、議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第90号農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字峰浜3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 82,020 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分2、関係の土地については字豊倉1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 45,726 m²、申請の理由は貸人が離農しているため、申請地を借賃したい、借人が申請地を借受けし、経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分3、関係の土地については字豊倉1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 13,993 m²、申請の理由は貸人が離農しているため、申請地を借賃したい、借人が申請地を借受けし、経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分4、関係の土地については字川上6筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 44,203 m²、申請の理由は貸人が離農しているため、申請地を賃貸したい、借人が申請地を賃借し、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分5、関係の土地については字大栄1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 56,053 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借したい、借人が申請地を借受け、経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分6、関係の土地については字大栄21筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 57,080 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため、貸し付けたい、借人が申請地を借受け、経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分7、関係の土地については字大栄5筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 66,613 m²、申請の理由は貸人が申請地を賃貸したい、借人が申請地を借受け、経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分8、関係の土地については字大栄他15筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 290,064 m²、申請の理由は貸人が申請地を賃貸したい、借人が申請地を借受け、

	経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 位置図について区分1～3は4頁、区分4～6は6頁に記載、区分7～8は法人化のため省略となっております。 現地調査について区分1は1月21日(火)泉委員、尾崎委員、小池委員、区分2～3は1月22日(水)小口委員、菅野委員、星委員、区分4～5は1月23日(木)羽田野委員、舟窪委員、田中委員、区分6～7は1月23日(木)舟窪委員、田中委員、羽田野委員、区分8は1月23日(木)田中委員、羽田野委員、舟窪委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書の通り農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 区分2～3の現地確認委員、小口委員どうでしたか。
小口委員	問題ありません。
議長	区分2、3を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2、3、決定します。 区分4の現地確認委員、羽田野委員どうでしたか。
羽田野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分4について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分4、決定します。 区分5の現地確認委員、羽田野委員どうでしたか。

羽田野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分5、決定します。
	区分6、7の現地確認委員、舟窪委員どうでしたか
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分6、7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6、7、決定します。 区分8の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分8について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分8、決定します。 ここで一旦総会を休憩とし、協議事項1の説明をお願いします。 (一時休憩)
	それでは休憩を解き、日程4、議案91号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第91号農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字以久科南4筆、公簿地目は畑、合計面積は 24,037 m ² 、申請の理由は農産物貯蔵・処理加工施設の建設、転用の概要については記載の通りとなっております。 区分2、関係の土地については字美咲1筆、公簿地目は畑、面積は 1,094 m ² 、申請の

	理由は農家用住宅の建設の追認、農家住宅用太陽光発電設備の建設の追認、転用の概要については記載の通りとなっております。 区分3、関係の土地については字川上1筆、公簿地目は畑、面積は993㎡、申請の理由は農家用住宅の建設、農家住宅用車庫の建設、通路の造設、転用の概要については記載の通りとなっております。 区分4、関係の土地については字川上2筆、公簿地目は畑、合計面積は1,805㎡、申請の理由はロール収納庫の建設、農機具倉庫の建設、農機具置場、ロール置場、作業場の造設、転用の概要については記載の通りとなっています。 位置図については次頁記載の通り、現地確認について区分1は11月22日(金)菅野委員、星委員、波多野委員、区分2から4は1月24日(金)中島委員、田中委員、島田委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	区分1現地確認委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 区分2から4現地確認委員、中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2から4について農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第92号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第92号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。

	区分1、関係の土地については字以久科南5筆、地目畑、合計面積は48,959 m²、申請の理由については農産物貯蔵・処理加工施設の建設、転用の概要については記載の通りとなっております。 位置図は同頁記載の通り、現地確認は11月22日(金)星委員、菅野委員、波多野委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、星委員どうでしたか。
星委員	問題ありません。
議長	区分1、問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 日程6、議案93号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第93号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字朱円1筆、地目畑、面積は49,332 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地売買支援事業のためとなっております。価格は14,059千円、10aあたり285千円となっております。 番号2、関係の土地については、字越川1筆、地目畑、面積は40,051 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地売買支援事業のためとなっております。価格は10,773千円、10aあたり269千円となっております。 番号3、関係の土地については、字越川2筆、地目畑、合計面積は4,894 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は1,394千円、10aあたり285千円となっております。 番号4、関係の土地については、字越川1筆、地目畑、面積は26,396 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は6,994千円、10aあたり265千円となっております。 番号5、関係の土地については、字越川1筆、地目畑、面積は36,832 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は9,834千円、10aあたり267千円となっております。 番号6、関係の土地については、字三井1筆、地目畑、面積は48,659 m²、申請の理由は譲渡人が経営規模縮小のため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は7,620千円、10aあたり157千円となっております。

	位置図については11～12頁に記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認をお願いします。以上です。
議長	所有権の移転関係、番号1～6について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。
事務局	(2)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字以久科南2筆、地目畑、合計面積は 46,711 ㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は反当り 7,900 円となっています。 番号2、関係の土地については、字以久科南2筆、地目畑、合計面積は 46,711 ㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は反当り 7,900 円となっています。 番号3、関係の土地については、字来運3筆、地目畑、合計面積は 32,802 ㎡、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 位置図については番号1～2は同頁記載、番号3は契約更新のため省略となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認をお願いします。以上です。
議長	(2)利用権の設定関係、番号1～3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、2、3決定します。
	日程7、議案第94号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。
事務局	議案第94号土地の農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字越川11筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 97,791 ㎡、幹旋申出日は令和6年12月2日、幹旋委員は菅野副委員長、星委員、小口委員、崎田委員、石川委員となっております。

議長	位置図については同頁に記載の通りとなっています。以上です。
全員	区分1について決定してよろしいですか。
議長	異議なし。
議長	区分1、決定します。
	ここで休憩とし、日程8、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第19回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年1月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 田 中和彦

議事録署名委員 小池 恭亮

